

危険ブロック塀等除却事業に フェンス設置補助を拡充します

1. 事業概要

塩竈市では、平成14年度から調査や助成を実施し、危険ブロック塀の倒壊事故などを未然に防止し、通学路等の安全確保に努めて参りました。

また、昨年の大阪府北部地震を起因とするブロック塀倒壊事故を受け、本年度5月に安全確保の更なる推進を目的とし、除却助成を15万円から30万円に拡充したところ です。

今般、危険と判断されたブロック塀の改善を更に後押しするため、除却後にフェンス等*を設置する場合にも補助事業を拡充します。

(※フェンス等:生垣、フェンス、板塀など軽量で倒壊のおそれの少ない工作物など)

2. 補助事業の内容

(1) 補助対象

通学路等道路沿いにある危険なブロック塀等の除却及びフェンス等の設置

(2) 補助金の額

①危険ブロック塀除却助成分 (5月拡充)

除去に要する費用の2/3を助成(6,000円/㎡かつ30万円限度)

②フェンス等設置助成分 (10月拡充)

設置費用の1/3を助成(4,000円/mかつ10万円限度)

3. 年間スケジュール

フェンス等設置助成分	令和元年10月17日から受付開始
補助金の交付申請期限	令和2年1月31日まで
補助事業の完了期限	令和2年3月31日